

福島労基発 1128 第 1 号
令和 7 年 11 月 28 日

関係団体の長 殿

福島労働局労働基準部長
(公印省略)

個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「改正労働安全衛生法説明会」
の開催について（周知依頼）

日頃から労働基準行政の推進に各段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が第 217 回国会で成立し、令和 7 年 5 月 14 日に公布されたところ、改正法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等（中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。）をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るために、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行を予定しています。

厚生労働省では、改正法の施行に向けて、委託事業により個人事業者等に係る改正項目を中心に改正法の説明を行う説明会を、全国 13 都市（オンライン併用）で開催することとし、本日厚生労働省 HP にリーフレットを含む開催案内を掲載しました。

説明会では、注文者等にあたる事業者のほか、個人事業者等の方に出席いただきたく、貴団体におかれでは、配布するリーフレット等を活用のうえ、関係者への周知に御協力いただくようお願いします。

【掲載ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/anzeneisei03_00004.html